

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定により平成31年2月20日付け総第277号をもって市長から要求のあった監査について監査した結果を、同法第9項及び第10項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

令和元年5月31日

四街道市監査委員	勝 山	信
四街道市監査委員	井戸川	員 三
四街道市監査委員	高 橋	絹 子

市長からの要求に係る監査結果報告

1. 市長の監査要求内容

- (1) 平成30年度子ども・子育て支援整備交付金に係る事務処理の適否について
- (2) 職員の賠償責任の有無と対象職員の範囲及び金額
(別紙 平成31年2月20日付け総第277号のとおり)

2. 監査の期間

平成31年2月20日から令和元年5月30日まで

3. 監査の方法

監査に当たっては、経営企画部財政課、同契約課、健康こども部保育課及び都市部建築課から提出のあった関係書類を審査するとともに、関係職員に対して事情聴取を行った。

4. 監査の結果

(1) 平成30年度子ども・子育て支援整備交付金に係る事務処理の適否について

本件は、大日小こどもルーム利用者の増加が見込まれるため、同小敷地内に「大日小第2こどもルーム」として平成29年度から平成30年度の2か年で整備する方針を健康こども部保育課（以下「保育課」という。）で決定し、開所予定日を平成30年12月3日とした。財源を内閣府所管「平成30年度子ども・子育て支援整備交付金」（補助基準額 26,562 千円：国 17,708 千円（2/3）、県 4,427 千円（1/6））として千葉県健康福祉部子育て支援課（以下「県・子育て支援課」という。）と協議を開始した。県・子育て支援課から平成30年3月13日付け事務連絡において国による内示後に本体工事の契約及び着工となる旨、また同年4月25日付け市町村子育て支援・保育担当者説明会資料において国による内示前の本体工事の契約は交付金の交付対象外となる旨、注意喚起されているが、保育課では内示前工事着工が交付金対象外となることを見過ごし、契約関係事務を進め、平成30年5月31日工事請負契約を締結し、同年6月1日着工した。同月28日付け内示通知を同年7月2日に受理し同月13日県・子育て支援課に交付申請書を提出したが、同年9月11日内示前工事着工のため交付金不交付の通知が内閣府からあった。同年10月10日不服申出書を内閣府へ提出したが、平成31年1月25日不服申出を棄却する旨の裁決書を受理し、これにより「平成

30年度子ども・子育て支援整備交付金」が不交付となったものである。

保育課における子ども・子育て支援整備交付金に係る事務処理について、早期整備に向けた過密なスケジュールの中での諸般の事情があるとはいえ、県・子育て支援課の注意喚起に留意していれば交付金不交付は防げたものである。

(2) 職員の賠償責任の有無と対象職員の範囲及び金額

「子ども・子育て支援整備交付金」についての直近の裁判例によれば、「補助金については内示を受けたことにより特段の事情がない限り、交付を受けられるとの合理的期待を有する立場にあるものと解することができる。」とされ、事務処理を適切に行えば、市は本件補助金の交付を受けられるとの合理的期待を有する立場にあるものであり、内示前工事着工を原因とする国の補助金不交付決定により、市に逸失利益が生じたことは否定できない。

国に注意喚起を明確に示されながら内示前工事着工をした事実があり、本件交付金の不交付が決定された。一方、事務処理について検証すると職員の行為に違法性、不正はなかったといえる。しかし、事業実施のスケジュールについては、外部要因等への配慮から完成時期が固定されているなど弾力性のあるものといえず、事業遂行の阻害要因を組織としてチェックする機能が働いていなかったことが認められた。

これらの事実から、なんらかの対応を講ずることも考えられるが、対応については、責任を組織全体で受けとめることなど公平な配慮をすることが不可欠と考える。

5. 意見

本件要求についての監査の結果は、上記のとおりである。

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされ、地方財政法第16条（補助金の交付）では、「国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。」とされている。結果として内示前工事着工が交付金対象外となり、一般財源の充当によりその財源不足を補てんすることになった。

今後このようなことがないよう、本件の分析・評価・対応策の整備を進め、内部統制を構築するなどの再発防止策を講じられたい。



総 第 277 号
平成31年2月20日

四街道市監査委員

勝 山 信 様
井戸川 員 三 様
高 橋 絹 子 様

四街道市長 佐 渡



地方自治法第199条第6項の規定により、以下のとおり監査を要求します。

記

1 監査要求事項

- ・平成30年度子ども・子育て支援整備交付金に係る事務処理の適否について
- ・職員の賠償責任の有無と対象職員の範囲及び金額

2 監査要求理由

平成30年度大日小こどもルーム建設工事は、財源として平成30年度子ども・子育て支援整備交付金（国17,142千円、県4,285千円、計21,427千円）を予定していたところ、補助金交付決定の内示前に着工したことからこれを受けることができなくなったため、本事業の執行管理について検証し、必要な措置を講ずるため

職員の賠償責任の有無と対象職員の範囲及び金額について、公正な判断と客観的な意見を求めるため

3 関係部署

経営企画部財政課、契約課、健康こども部保育課、都市部建築課

4 添付書類

- ① 平成30年度四街道市一般会計予算書
- ② 平成30年度予算執行方針
- ③ 平成30年度四街道市一般会計補正予算（第5号）（案）
- ④ 経過

